

社団法人大分県断酒会連合会の活動について

所在地 大分県別府市亀川浜田町36-1
代表者 小代 哲治
規模 事務局2名 会員130名
活動目的 酒害に関する社会啓発と地域の断酒会組織の結成を促す等の事業を行い、社会資源としての断酒会として酒害の及ぼす社会悪の防止と広く社会福祉に寄与することを目的とする。

活動内容

1. アルコールの悩み110番等を設置しての酒害相談
県下の地域ごとに酒害相談員を置き、日々電話で対応している。
2. 酒害啓発のため市民公開セミナー、研修会の開催
酒に関する問題だけではなく、心と身体の健康や生き方をテーマに講演会を行い、地域の保健所、民生委員、市民参加を得て、年に6回以上開催している。
3. 関係の行政機関及び医療機関並びに関係団体との連携による社会福祉活動
県警と一緒に街頭で、飲酒運転撲滅運動9キャンペーンを地域ごとに行っている。
4. “大分いのちの電話”とタイアップして、「自殺とアルコール問題」のシンポジュームの開催
(平成24年11月11日)
5. 大分県各地にわたる地域断酒会組織の結成促進
6. 酒害に関する調査及び研究並びに資料の頒布

「自殺総合対策大綱改定に向けての意見」

1. アルコール依存症者だけでなく、自殺する人のうち、アルコールに関連して命を絶つケースがあることに着目して、全国にある断酒会組織と密接に連携を取ってほしい。
2. 日本では、タバコの害が大きく取り上げられているが、自動販売機、コマーシャルなどアルコールに対する規制が緩やかで、飲酒運転や自殺の問題を引き起こしている感がいたしますが、今後アルコールに関する議員立法の成立へ強く働きかけていただきたい。

NPO 法人 たかはるハートム

◆NPO 法人たかはるハートムの概要◆ 所在地:宮崎県高原町(たかはるちょう) 代表者:谷山天一
規模:事務局 2 名 電話相談ボランティア3名 訪問相談ボランティア 8 名 賛助会員 23 名

◆活動の目的◆ 霧島山の新燃岳の麓の宮崎県西部地域にある西諸県地区は、全国的に見ても自殺死亡率が高く、10 万人にも満たない地域内で毎週誰かが自死を選択しているような現状がある。その現状を何とかしようと、有志が集まり「1 日 30 人と話そう会」を立ち上げる。各自が積極的に声かけ活動やあいさつをすることで人と人のつながりを生み出し、「住みやすい・生きやすい地域づくり」を目指して、自殺を少しでも減らそうと活動する。誰でも訪れることのできる居場所づくりや自殺防止の啓発活動・傾聴相談に力を入れる。

◆活動内容◆ (宮崎県市町村地域自殺対策緊急強化基金事業)

誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくり「茶のみ場」 毎週月曜日に 20 時から 22 時の間電話相談
孤独で、出歩かなくなった老人宅を戸別訪問 お話し相手・傾聴ボランティア養成
(独自事業) 1 日 30 人と話そう会 新燃岳噴火時傾聴戸別訪問 子育て支援イベント開催
よりそいホットライン事業協力・構成団体《地域センターみやざき》 自殺防止センター宮崎協力団体

◆自殺総合対策大綱改定に向けての意見◆

- 行政も民間も、普及啓発のみに力を入れて、介入、事後対応が手薄のままである。未遂者や遺族から聞き取り調査をして、自殺の原因の詳細な把握に努め社会構造的な原因を追求し、早期に制度改変を進める必要がある。
- 電話相談事業などの相談にのれる人員確保・養成のための予算配分を増やし、夜間・深夜帯の相談業務の拡充をしてほしい。
- 活動資金が乏しく、補助はあっても縛りがあるため自由にならない。裁量権のある資金がほしい。ポスターやのぼり・Tシャツに予算をまわすのではなく、人を育ててほしい。
- 行政における自殺対策担当者の意識の違いにより、民間等への情報の伝わりが違ってくる。一緒に同じ方向に向かって働きたい。
- 国・県・市町村それぞれの行政・複数のセクションで同じようなことを行っている。また、業務委託など自殺対策を受ける団体が偏っている。
- 生活保護を使いやすいものにかえてほしい。生活保護をパチンコ・ギャンブルおよび遊興費として使わせないよう、食糧などを現物支給してみるのも一つの手では。働ける世代の生活保護者を社会参加へと導く政策を進めてほしい。例えば、毎日なんらかの仕事(小学生の通学みまもり・地域清掃・防犯・行政窓口業務補助等)を少しでも行わせ、仕事をシェアし、日給で一日の食費がまかなえるようにする。また、勉強もさせ新たな仕事をやろうとする労働意識を芽生えさせる。交通の悪い田舎の車事情や持家での支給対象外。住むところがあってこそ人は生きていける。生活保護受給者の社会参加意欲の創出を促す政策の必要性。
- 子どものときからの金銭教育が必要。非正規労働者を減らし、貧困対策をもっと重要視する必要があると考える。民間には難しい。
- 分野のことなるNPOのネットワークが必要。弁護士・行政書士と心のケアができる団体のつながりなど生活困窮者を救う団体と行政へのつながりを仲立ちするような組織づくりの必要性。
- 高齢者介護・病人介護を行う家庭・家族へも積極的な支援が必要。孤立している現状がある。

NPO法人 かがしまホームレス生活者支えあう会の活動について

【団体の概要】

設立：平成19年10月(NPO法人として認証)

所在地：鹿児島県鹿児島市東千石町

代表者：堀之内 洋一

規模：専門相談員スタッフ3名(常勤)、事務員1名

正会員44名、賛助会員63名

活動目的：鹿児島県内において、さまざまな事情から路上生活を余儀なくされている者、生活困窮状態にある者などへの炊き出し、生活相談、夜回りなどを実施。

路上という自殺ハイリスク地における地域実践を平成19年より実施している。

【活動の概要】

住民生活に光を注ぐ交付金事業を受託し、以下の事業(一部単独実施)を実施している。

- ・ 路上生活者に対する火、木、日週三回の炊き出し(鹿児島市の中央公園にて)を実施。
- ・ 炊き出しに訪れる方に対する福祉専門相談を実施。
- ・ アパート生活が開始された後の「社会的孤立」を防ぐため、料理会、交流会、しゃべり場などを定期開催
- ・ 医療受診機会の少ない方々に対する、医師・看護師による健康相談会を定期開催
- ・ 緊急一時宿泊施設(シェルター)事業

【自殺総合対策大綱改定に向けての意見】

活動から見えてきたのは、路上は、自殺者にとって、「ハイリスク地」であるということ

「ホームレス生活」に陥った者の多くが、「自殺」を考えまた、実際に「自殺」を実行しようとしたことがある

「社会関係」「人間関係」から切り離され、孤立しており、頼れる先や、制度・機関に「辿り着くこと」さえ難しい

適切なアセスメントをもって支援しなければならない者が多い。うつ症状の見られる者が多く、適切な医療機関につなぐ必要がある。就労よりもきに「精神面」での回復を支援する必要がある。

多くの者がパワースタイル状態にあるため、制度・機関利用する際は、単に紹介のみに終わらず、「ともに支援する者(寄り添う支援者)」との共同作業が不可欠である。

制度に繋がった後、一定期間継続的な関わりを行い、本人の生活を見守りや課題解決に向けての支援を行う必要がある。

団体名 一般社団法人沖縄県社会福祉士会 代表理事 竹藤登

活動地域 沖縄県

活動目的 当法人は、児童福祉、身体障害者福祉、生活保護関係、医療関係および各行政機関や社協などで、福祉に関する相談援助業務などを行う国家資格「社会福祉士」からなる団体であり、各関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が地域で安心した生活を送れるよう支援することを目的とし活動している

活動内容 なはし就職なんでも相談センター社会福祉士相談業務
(月曜日から金曜日、10時から18時。社会福祉士を配置)
那覇市より受託した相談業務で、求職者に必要とされる生活支援プログラムを下記機関との連携により提供する

- ・失業給付、訓練・生活支援給付、就職安定資金融資：ハローワーク
- ・生活保護、住宅手当、就職活動困難者支援事業：市福祉事務所
- ・生活福祉資金、臨時特例つなぎ資金：市社会福祉協議会
- ・多重債務の処理：司法書士等

就労支援・技能訓練：ハローワーク、グッジョブ相談ステーション

要望等 自殺予防の相談に対応できる人材、特に背景要因を把握するためにはアセスメント能力の向上を図る、地域包括支援センター職員等を対象とした研修実施等を実施し、人材養成の仕組みづくりを確立して欲しい。特に、生活保護受給者の自立支援においては、本人の就労意欲を高めたり、潜在的な力を引き出す能力が必要となり、同時に就労可能な仕事との調整能力についてもその力量を担保する事が必要となるためにも必須である。

また、生活困窮者を対象とした「住まいの支援」「日常生活支援」等のセーフティネットの構築を今まで以上に推し進める政策も必要である